

兵庫県公報

平成19年4月13日 金曜日 第1866号

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|--|-----|
| ○救急病院の認定（医務課） | 1 |
| ○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課） | 2 |
| ○土地改良区の定款の変更認可（同） | 3 |
| ○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同） | 3 |
| ○保安林の指定（豊かな森づくり課） | 3 |
| ○平成15年兵庫県告示第448号（漁船損害等補償法の規定による加入区の指定）の一部改正（水産課） | 4 |
| ○基本測量が終了した旨の通知（契約管理課） | 4 |
| ○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課） | 4 |
| ○同 上（同） | 5 |
| ○道路の区域の変更、供用開始等（同） | 6 |
| ○道路の区域の変更（同） | 6 |
| ○東播都市計画道路事業の認可（街路課） | 6 |
| 公 告 | |
| ○特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（参画協働課） | 8 |
| ○新住宅市街地開発法第27条第2項に基づく工事完了公告（まちづくり課） | 10 |
| ○同 上（同） | 10 |
| ○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（同） | 10 |
| ○大規模小売店舗の新設に関する届出（中播磨県民局） | 10 |
| ○大規模小売店舗の変更に関する届出（まちづくり課） | 12 |
| 教育委員会告示 | |
| ○技能教育のための施設の指定 | 13 |
| ○技能教育のための施設の名称等の変更 | 13 |
| 警察本部公告 | |
| ○入札公告 | 14 |
| 市町村職員退職手当組合規則 | |
| ○職員の給与に関する規則の一部改正 | 16 |

告 示

兵庫県告示第476号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成19年4月13日

兵庫県知事 井戸敏三

| | |
|---------|-----------------|
| 1 名 称 | 西神戸医療センター |
| 所在地 | 神戸市西区糀台5丁目7番地の1 |
| 認定年月日 | 平成19年1月10日 |
| 認定の有効期限 | 平成22年1月9日 |

- 2 名 称 医療法人誠仁会 協和病院
 所在地 神戸市西区押部谷町栄191番地の1
 認定年月日 平成19年1月20日
 認定の有効期限 平成22年1月19日
- 3 名 称 神戸掖済会病院
 所在地 神戸市垂水区学が丘1丁目21番1号
 認定年月日 平成19年3月1日
 認定の有効期限 平成22年2月28日
- 4 名 称 公立八鹿病院
 所在地 養父市八鹿町八鹿1878番地1
 認定年月日 平成19年3月7日
 認定の有効期限 平成22年3月6日
- 5 名 称 公立村岡病院
 所在地 香美町村岡区村岡3036番地の1
 認定年月日 平成19年3月16日
 認定の有効期限 平成22年3月15日
- 6 名 称 新日鐵広畑病院
 所在地 姫路市広畑区夢前町3丁目1番地
 認定年月日 平成19年4月1日
 認定の有効期限 平成22年3月31日

兵庫 県 告 示 第 477 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年4月13日

兵庫 県 知 事 井 戸 敏 三

出石北土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|-----------|------------------|
| 理 事 | 河 本 勇 夫 | 豊岡市出石町福居542番地の1 |
| 同 | 山 内 竹 介 | 同 市出石町袴狭1214番地 |
| 同 | 本 田 十 世 三 | 同 市出石町袴狭995番地 |
| 同 | 芝 地 隆 憲 | 同 市出石町口小野674番地 |
| 同 | 瀬 尾 正 文 | 同 市出石町嶋778番地の1 |
| 同 | 芝 地 政 伸 | 同 市出石町口小野651番地 |
| 同 | 山 本 幸 正 | 同 市出石町袴狭1228番地 |
| 同 | 篠 原 善 兵 衛 | 同 市出石町伊豆352番地 |
| 同 | 吉 田 準 一 | 同 市出石町袴狭823番地 |
| 同 | 瀬 尾 晃 | 同 市出石町嶋787番地 |
| 同 | 大 原 均 | 同 市出石町田多地459番地 |
| 同 | 加 藤 悟 | 同 市出石町安良35番地 |
| 監 事 | 金 子 實 | 同 市出石町安良109番地の1 |
| 同 | 小 畑 舜 一 | 同 市出石町田多地232番地の2 |
| 同 | 坂 本 洋 太 | 同 市出石町袴狭634番地 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事 | 河 本 勇 夫 | 豊岡市出石町福居542番地の1 |
| 同 | 山 内 竹 介 | 同 市出石町袴狭1214番地 |
| 同 | 瀬 尾 正 文 | 同 市出石町嶋778番地の1 |

| | | | | | |
|----|---|---|-----|---|---------------|
| 同 | 大 | 原 | 均 | 同 | 市出石町多地459番地 |
| 同 | 瀬 | 尾 | 晃 | 同 | 市出石町嶋787番地 |
| 同 | 本 | 田 | 十世三 | 同 | 市出石町袴狭995番地 |
| 同 | 芝 | 地 | 政伸 | 同 | 市出石町口小野651番地 |
| 同 | 芝 | 地 | 隆憲 | 同 | 市出石町口小野674番地 |
| 同 | 吉 | 田 | 準一 | 同 | 市出石町袴狭823番地 |
| 同 | 水 | 嶋 | 章 | 同 | 市出石町伊豆299番地の2 |
| 同 | 加 | 藤 | 悟 | 同 | 市出石町安良35番地 |
| 同 | 山 | 本 | 幸正 | 同 | 市出石町袴狭1228番地 |
| 監事 | 加 | 藤 | 善典 | 同 | 市出石町田多地245番地 |
| 同 | 金 | 子 | 實 | 同 | 市出石町安良109番地の1 |
| 同 | 坂 | 本 | 洋太 | 同 | 市出石町袴狭634番地 |

兵庫県告示第 478 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年4月13日

兵庫県知事 井戸敏三

| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
|----------|------------|
| 九名井土地改良区 | 平成19年3月30日 |

兵庫県告示第 479 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）甘地地区第1工区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めにより、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年4月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成19年4月13日から同年5月7日まで
- 3 縦覧の場所
神崎郡市川町役場

兵庫県告示第 480 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年4月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林の所在場所
佐用郡佐用町下秋里字長野谷500から505まで、507
- 2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課並びに西播磨県民局地域振興部上郡農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第 481 号

平成15年兵庫県告示第448号（漁船損害等補償法の規定による加入区の指定）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成19年4月13日

兵庫県知事 井戸敏三

本文に次のただし書きを加える。「ただし、津居山港加入区、竹野浜加入区、柴山港加入区、香住町加入区及び浜坂町加入区を除く。」

表中「津居山港漁業協同組合」を「豊岡市のうち、竹野町を除く一円」に、「竹野浜漁業協同組合」を「豊岡市竹野町一円」に、「柴山港漁業協同組合」を「美方郡香美町香住区のうち、相谷、安木、訓谷、無南垣、浦上、上計及び沖浦の区域」に、「香住町漁業協同組合」を「美方郡香美町のうち、香住区相谷、安木、訓谷、無南垣、浦上、上計及び沖浦の区域を除く一円」に、「浜坂町漁業協同組合」を「美方郡新温泉町一円」に改める。

兵庫県告示第 482 号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成19年4月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

基本測量（2500レベルG I S 基盤情報整備作業）

2 作業期間

平成18年9月21日から平成19年3月20日まで

3 作業地域

尼崎市、明石市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、丹波市及び神崎郡福崎町

兵庫県告示第 483 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年4月13日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年4月13日から2週間、北播磨県民局県土整備部社土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年4月13日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類 路線名 | 道 路 の 区 域 | | | | |
|--------------|-----------|----|-----------------|---------------|----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| | | | | | |

| | | | | |
|-------------|---|---|-----------------|-------|
| 県道 西脇篠山線 | 西脇市上比延町字寺ノ北589番1から 同市上比延町字南垣内894番1まで | 旧 | 5.0から 13.0まで | 207.0 |
| | | 新 | 5.0から 37.0まで | 207.0 |

兵庫県告示第484号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年4月13日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年4月13日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年4月13日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|----------------|--|----|--------------------------------------|----------------|-----|
| | 区間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
| 県道 田寺今在家線 | 姫路市西今宿8丁目914番6から 同市神子岡前1丁目1474番4まで | 旧 | 4.0から 21.0まで | 1,539.0 | 予定地 |
| | 姫路市西今宿8丁目914番6から 同市西今宿3丁目369番4まで 姫路市西今宿3丁目369番4から 同市神子岡前1丁目1474番4まで | | 16.0から 29.0まで 16.0から 27.0まで | 875.0 773.0 | |
| 県道 山之内筋野姫路線 | 姫路市夢前町古瀬畑字西山333番17から 同市夢前町古瀬畑字西山333番17まで | 旧 | 11.0から 16.0まで | 189.0 | |
| | | 新 | 14.0から 90.0まで | 189.0 | |
| 県道 岩屋生野線 | 神崎郡神河町越知字板干206番7から 同郡同町越知字板干190番20まで | 旧 | 5.0から 17.0まで | 198.0 | |
| | | 新 | 10.0から 18.0まで | 196.0 | |

兵庫県告示第485号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年4月13日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年4月13日から2週間、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年4月13日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|--------------|------------------------------|----|-------------------------------------|--------------------|----|
| | 区間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
| 県道 篠山三和線 | 篠山市栗柄1059番1から 同市栗柄1008番まで | 旧 | 8.0から 10.0まで 13.0から 17.0まで | 134.0 147.0 | |
| | | 新 | 8.0から 10.0まで | 134.0 | |

兵庫県告示第486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年4月13日から2週間、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年4月13日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|--------------|---------------------------------------|----|-------------------------------------|--------------------|-------|
| | 区間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
| 県道 多可柏原線 | 丹波市山南町谷川字上井98番3から 同市山南町長野字澤276番8まで | 旧 | 5.0から 26.0まで | 743.0 | |
| | | 新 | 5.0から 26.0まで 11.0から 34.0まで | 743.0 776.0 | 一部予定地 |

兵庫県告示第487号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成19年4月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
加古川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
3.4.146号 中津水足線

3.4.148号 米田平荘線

3.4.552号 加古川左岸線

3.4.555号 神吉中津線

3 事業施行期間

平成19年 4月13日から平成28年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

加古川市加古川町中津字三俣、字長野、字出合、字奥郷、字高芝、字高田、字外新田及び字外新田地先河川敷、加古川町河原字入江新田並びに東神吉町出河原字ヨセモノ、字堤ノ下、字切戸、字堤ノ下地先河川敷及び字切戸地先河川敷地内

(2) 使用の部分

なし

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局神戸生活創造センター、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年4月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1(1) 申請のあった年月日 平成19年3月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人芦屋市民まつり協議会

イ 代表者の氏名 立花 暁夫

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市海洋町10番6号

エ 定款に記載された目的

この法人は、芦屋市及びその周辺地域の市民に対して、行政・企業・市民の協働による、まちづくりに関するイベント・講習会等の開催及び情報の提供並びに公共施設の運営・管理に関する事業を行い、活力ある豊かな地域社会づくりに貢献することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成19年3月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸アジア農業人材育成センター

イ 代表者の氏名 山崎 良彰

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市西区櫨谷町菅野653番地の2

エ 定款に記載された目的

この法人は、国内外の農業就労者と農業に関わる人たちに対して、農業従事者人材育成及び地域住民との交流・ネットワーク構築に関する事業を行い、国際競争力を備えた農業運営の確立及び農業者の相互の理解と友好親善を通して、自由経済の発展と農業経済の向上に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日 平成19年3月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人レックス体操クラブ

イ 代表者の氏名 殿垣 聡美

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市東延末1丁目56番地

プレステージ姫路駅前センタープレイス903

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、コーディネーショントレーニング及び体操競技の普及、競技力向上を目指した選手強化、指導者及び審判員の育成・派遣、及び演技会開催に関する事業を行い、スポーツを通じた青少年の健全育成及び一般市民の健康の保持増進を図り、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日 平成19年3月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人健康笑い塾

イ 代表者の氏名 中井 宏次

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区北落合2丁目5番4号

エ 定款に記載された目的

この法人は、健康やコミュニケーションにおける笑い（ユーモア）の効果に関する普及啓発・調査研究事業等を行うことで、人々が日々の生活を楽しみ、人生を面白く生きる健康長寿社会の発展に寄与することを目的とする。

5(1) 申請のあった年月日 平成19年3月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アガベ甲山医学研究所

イ 代表者の氏名 河盛 阿佐子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市甲山町53番地4

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の人々が身体的・精神的・社会的に健康で、快適に、楽しく、生きがいをもっていつまでも住み慣れた地域で暮らせるよう、兵庫県の県民および企業に対して、病巣の早期発見・診断・治療のための研究・普及啓発事業及び食糧品・飲料水の安全検査に関する事業を行い、地域社会の市民の健康の増進に寄与することを目的とする。

6(1) 申請のあった年月日 平成19年3月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人手をつなぐ

イ 代表者の氏名 山本 幸太郎

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市荻野1丁目86番地カサ・ソレアード102号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害児者に対して、社会的自立と地域生活の支援に関する事業を行い、障害児者が生きがいを持ち自立した生活が営める地域社会の構築と大いなる発展に寄与することを目的とする。

7(1) 申請のあった年月日 平成19年3月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人 TOSS 西風

イ 代表者の氏名 谷 和樹

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区西山2丁目12番地の23

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の子ども達、保護者や教育に関心がある地域住民に対して、伝統文化伝承事業、学習支援事業及び、教育に関する研究・情報提供事業を行い、地域の教育の発展に寄与することを目的とする。

8(1) 申請のあった年月日 平成19年3月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人明石海洋文化135

イ 代表者の氏名 小川 龍蔵

ウ 主たる事務所の所在地 明石市大観町10番11号

エ 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、マリンスポーツの技術及びマナーの普及・向上事業及び海洋環境の保護と水産資源の活用に関する事業を行い、広く海洋文化の普及活動を通じて、社会教育(noblesse oblige)の推進に寄与することを目的とする。

9(1) 申請のあった年月日 平成19年3月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ブラサリ

イ 代表者の氏名 酢矢 由紀

ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市竹野町森本560番地の2

エ 定款に記載された目的

この法人は、青少年や海外渡航生活邦人及び地域住民に対して、ライフセービング活動、武道教室の運営、海外生活邦人に対する日常的な生活支援並びに青少年の居場所づくりに関する事業を行い、青少年の健全育成と地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

新住宅市街地開発法第27条第2項に基づく工事完了公告

新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）に基づき神戸市が施行している西神地区新住宅市街地開発事業のうち、次の工区の工事は完了した。

なお、工事が完了した工区を表示した図書は、神戸市役所において縦覧に供する。

平成19年4月13日

兵庫県知事 井戸敏三

工事完了工区

Ⅱ-15-2工区、Ⅲ-12-2工区、Ⅲ-12-3工区、Ⅲ-12-4工区、Ⅲ-12-5工区、Ⅲ-13-2工区、Ⅴ-15-2-1工区、Ⅴ-15-2-2工区、Ⅴ-15-2-3-2工区、Ⅴ-16-2工区、Ⅴ-16-3工区

新住宅市街地開発法第27条第2項に基づく工事完了公告

新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）に基づき神戸市が施行している西神第2地区新住宅市街地開発事業のうち、次の工区の工事は完了した。

なお、工事が完了した工区を表示した図書は、神戸市役所において縦覧に供する。

平成19年4月13日

兵庫県知事 井戸敏三

工事完了工区

Ⅳ-15-2工区、Ⅳ-17-1工区、Ⅳ-17-2工区

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年4月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
川辺郡猪名川町差組字向イ202番1、204番、204番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
川西市新田3丁目16番8号
株式会社珉王 代表取締役 永井野 義 利
- 3 許可年月日及び許可番号
平成19年2月26日
兵庫県指令神北（建）第1-1号（18猪名川）

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年4月13日

中播磨県民局長 原田 彰

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イセダ屋福崎店
所在地 神崎郡福崎町南田原字ハツグロ2965番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 有限会社イセダ屋
代表者の氏名 伊勢田 昌 弘
住所 姫路市博労町131番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 有限会社イセダ屋
代表者の氏名 伊勢田 昌 弘
住所 姫路市博労町131番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成19年11月17日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,355㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
75台
 - (2) 駐輪場の収容台数
21台
 - (3) 荷さばき施設の面積
40平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
12立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|----------|---------|---------|
| 有限会社イセダ屋 | 午前10時 | 午後9時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時45分から午後9時15分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後8時まで
- 8 届出年月日
平成19年3月16日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課
 - (2) 縦覧期間
平成19年4月13日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
提出期限 平成19年8月13日
提出先 兵庫県中播磨県民局県土整備部まちづくり課
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年4月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ガーデンモール清和台

所在地 川西市清和台東3-1-8

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ミキシング

代表者の氏名 佐藤美樹

住所 大阪市淀川区西中島6-1-1

3 変更事項**(1) 大規模小売店舗の名称**

ア 変更前 清和台センターモール

イ 変更後 ガーデンモール清和台

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

ア 変更前 2,675平方メートル

イ 変更後 4,519平方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 変更前 96台

(イ) 変更後 217台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 変更前 94台

(イ) 変更後 246台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 変更前 96平方メートル

(イ) 変更後 257平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 変更前 38.6立方メートル

(イ) 変更後 28.5立方メートル

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(ア) 変更前 午前9時

(イ) 変更後 午前8時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(ア) 変更前 午前8時30分から午後10時まで

(イ) 変更後 午前7時30分から午後10時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の位置

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(ア) 変更前 午前6時から午後8時まで

(イ) 変更後 午前6時から午後10時まで

4 変更の年月日

3-(1)については平成19年3月28日

その他については平成19年11月29日

- 5 届出年月日
平成19年3月28日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課
- (2) 縦覧期間
平成19年4月13日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
提出期限 平成19年8月13日
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第6号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第45条の2の規定による技能教育のための施設として次のとおり指定した。

平成19年4月13日

兵庫県教育委員会
委員長 平田 幸 廣

- 1 技能教育のための施設の名称
エコベットビジネス総合学院（兵庫県尼崎市長洲西通1丁目3番地23号）
- 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
- | 連携措置に係る科目 | 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目 |
|-----------|-----------------------|
| 課題研究 | 課題研究 |
| 商品と流通 | 商品と流通 |
| マーケティング | マーケティング |
| 簿記 | 簿記 |
| 情報処理 | 情報処理 |
| 文書デザイン | 文書デザイン |

兵庫県教育委員会告示第7号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第45条の2の規定による技能教育のための施設の名称等を平成19年4月1日から次のとおり変更した。

平成19年4月13日

兵庫県教育委員会
委員長 平田 幸 廣

- 1 技能教育のための施設の名称の変更
- (1) 変更前の名称
ビジネス専修学校国際自由学園
- (2) 変更後の名称
専修学校クラーク高等学院芦屋校
- 2 所在地
兵庫県芦屋市公光町1番18号
- 3 追加指定した連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
- | 連携措置に係る科目 | 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目 |
|-----------|-----------------------|
| 国際ビジネス | 国際ビジネス |
| 文書デザイン | 文書デザイン |

警察本部公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年4月13日

契約担当者

兵庫県警察本部長 末井 誠史

1 調達内容

(1) 件名

警察用航空機「フェニックス」(JA6765) シコルスキー式S-76B型ヘリコプター耐空検査受整備

(2) 機体概要

| | |
|----------|----------------------------|
| ア 種類 | 回転翼航空機 |
| イ 登録番号 | JA6765 |
| ウ 機体型式 | シコルスキー式S-76B型 |
| エ 全長 | 16.00m |
| オ 最大重量 | 5,307kg |
| カ エンジン型式 | プラット&ホイットニー式PT6B-36B型式(2機) |

(3) 履行場所

発注者の指定する場所

(4) 履行期間

平成19年6月4日から平成19年12月28日までの間

(5) 入札方法

上記(1)の物品の整備について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立て、和議法(大正11年法律第72号)に基づく和議開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部総務部装備課 担当 岩野
電話(078)341-7441 内線2342

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成19年4月13日(金)から同年4月27日(金)まで(土曜日・日曜日を除く。)
毎日午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成19年5月28日(月)午後1時30分
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部4階入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便又は民間事業者による

信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成19年5月25日（金）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成19年5月24日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に要求される義務

この一般競争に参加を希望する者は、航空機製造事業法に基づき、当該機種について経済産業省の許可証及びシコルスキー社の発行する認定証を提出すること。

上記の許可証は平成19年4月27日（金）までに提出すること。

入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記の提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

部品の調達に当たっては、製造メーカーの認定する国内の正規代理店を通じて購入すること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、上記3(3)の日時及び場所に直接持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、平成19年5月25日（金）午後5時までに、上記3(1)に必着のこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成19年6月4日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品の整備ができると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity :
Seishi Suei, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.
- (2) Subject :
Preparation for JCAB airworthiness inspection at police helicopter 「phoenix」 (JA6765) Sikorsky S-76B
- (3) Implement period :
From June 4, 2007 to December 28, 2007
- (4) Implement places :
Designated place
- (5) Deadline for the submission of tender application forms :
17:00, May 27, 2007
- (6) Deadline for tender :
17:00, April 25, 2007 by Mail ;
13:30, May 28, 2007 by direct delivery
- (7) Person to contact concerning the notice :
Mr. Iwano, In charge of vehicle manager, Equipment section,
Hyogo Prefectural Police H.Q. 4-1, Shimoyamate-dori, 5-chome, Chuo-ku, Kobe 650-8510
TEL (078) 341-7441 EXT 2342

市町村職員退職手当組合規則

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月13日

兵庫県市町村職員退職手当組合
組合長 蓬 萊 務

兵庫県市町村職員退職手当組合規則第10号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和60年兵庫県市町村職員退職手当組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第66条第1項を次のように改める。

管理職手当は、別表第9に掲げる職員の職に対し、同表に掲げる額を支給する。

別表第1中 「事務局長、次長の職務」 を 「事務局長、会計管理者、次長の職務」 に改める。

別表第9を次のように改める。

別表第9

管 理 職 手 当 表

| 職 | 支給額 |
|------------|---------|
| 事務局長、会計管理者 | 64,600円 |
| 次 長 | 55,300円 |
| 課 長 | 44,000円 |

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給与に関する規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。